

潜水事故の判例に関するレポート作成

ギャラントラベルの判例

本件のインストラクターの過失行為 (予見義務違反)	正しいインストラクターの行為
<p>講習とツアーを同時に同一コースで開催。</p> <p>講習とツアーを実施する場合にはそれぞれ別の機会または別コースにおいて実施すべきであり、仮に講習とツアーを同時に同一コースで実施する時には、まず受講生を先行させ、ツアー参加者がこれを追尾するという形式で実施するよう講習計画を立案すべき注意義務を負う。</p> <p>上記注意義務に違反し講習とツアーを同時に同一コースにおいて主催した上、本件ツアー参加者を先行させた後に受講生を追尾させ、よって本件事故を発生させたという過失がある。</p>	<p>講習は初心者に対してスクーバダイビングの初歩的な技能を教える事を目的とするのに対し、ツアーは一定の技能と経験を有する物に対してレジャーを提供する事を目的とするものであって、それぞれの目的及び提供されるサービスの内容が異なるため講習とツアーを同時に同一コースにおいて行うと混乱を生じる恐れがある。</p> <p>したがって講習とツアーは切り離して別々に主催する。</p> <p>仮に講習とツアーを同時に同一コースにおいて実施する時には、まず受講生を先行させ、ツアー参加者がこれを追尾するという形式で実施するよう講習計画を立案すべき注意義務を負う。</p>
<p>講習に使用したタンクは酸素比率が 33,2%のナイトロックスを使用。</p>	<p>酸素分圧、酸素中毒の知識の無い講習生に対象のオープンウォーターの講習ではナイトロックスのタンクは使用しない。</p>
<p>講習における潜水予定時間が 40 分で平均水深 14,7m タンクの容量 1900 リットル</p>	<p>使用したタンクの容量では 30 分しか持たないので潜水計画に誤りがある。</p>